

ナーシング・ニーズ特約(04) 条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
 第2条 特約保険金の支払
 第3条 特約保険金を支払わない場合
 第4条 戦争その他の変乱
 第5条 特約保険金の請求、支払の手続
 第6条 特約の保険料の払込
 第7条 特約の失効
 第8条 特約の復活
 第9条 特約の解約
 第10条 解約返戻金
 第11条 債権者等による解約
 第12条 特約の復旧
 第13条 特約の消滅
 第14条 告知義務および告知義務違反
 第15条 重大事由による解除
 第16条 契約者配当
 第17条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
 第18条 特約保険金受取人の変更
 第19条 管轄裁判所

- 第20条 主約款の規定の準用
 第21条 主契約が保険料一時払の契約である場合の特則
 第22条 ファミリー保険に付加した場合の特則
 第23条 変額保険（終身型）に付加した場合の特則
 第24条 生前給付保険に付加した場合の特則
 第25条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
 第26条 主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
 第27条 生前給付終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則
 第28条 災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則
 第29条 特別条件付保険特約または特別条件付保険特約(11)が付加された保険契約の場合の特則
 第30条 リビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約(04)とあわせて主契約に付加する場合の特則
 第31条 長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則

ナーシング・ニーズ特約(04) 条項

(平成16年5月2日制定)
 (平成23年11月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が所定の要介護状態となった場合に、保険契約の死亡保険金の全部または一部について、保険金の支払を保障するものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 この特約の締結日は、主契約の責任開始期の属する日とします。ただし、前項の場合、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。

(特約保険金の支払)

- 第2条 会社は、次の各号のいずれにも該当する場合に、特約保険金を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。（以下、特約保険金を支払う場合を「支払事由」といいます。）

号	特約保険金を支払う場合の要件
(1)	第5条（特約保険金の請求、支払の手続）第1項に定める請求書類が会社に到着していること
(2)	特約保険金の請求日（第5条（特約保険金の請求、支払の手続）第1項に定める請求書類が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険料払込期間経過後であること
(3)	特約保険金の請求日における被保険者の年齢が満65歳以上であること
(4)	特約保険金の請求日において、被保険者が公的介護保険制度に基づき、要介護4または5の状態（別表27）に該当すると認定されていること
(5)	前号の要介護状態の認定は、この特約の締結日以後、かつ、被保険者が満65歳以降に公的介護保険制度に基づき要介護認定または要介護更新認定されたものであること

- 2 前項の特約保険金の保険金額は、主契約の死亡保険金額のうち、会社所定の範囲内から特約保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）に基づき、請求日における会社所定の率により計算した金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅

するものとしします。

- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
- 5 前2項の定めるところにより、特約保険金が支払われた場合には、特約条項および主約款の規定にかかわらず、解約返戻金は支払いません。また、特約保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する保険金額については支払いません。
- 6 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 7 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取扱い、特約保険金は支払いません。
- 8 主約款に規定する貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差引きます。

(特約保険金を支払わない場合)

第3条 被保険者が、次の各号のいずれかにより、前条第1項第4号に規定する公的介護保険制度に基づき認定された要介護4または5の状態に該当した場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

号	特約保険金を支払わない場合
(1)	保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
(2)	被保険者の犯罪行為
(3)	被保険者の薬物依存

(戦争その他の変乱)

第4条 被保険者が戦争その他の変乱によって第2条(特約保険金の支払)第1項の規定に該当した場合、または死亡し、もしくは高度障害状態(別表1)になった場合に、その原因によって同項の規定に該当し、または死亡し、もしくは高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響をおよぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。

(特約保険金の請求、支払の手続)

第5条 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求(第2条(特約保険金の支払)第2項の保険金額の指定を含みます。)する場合には、会社所定の書類(別表4)を提出してください。
2 特約保険金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。

(特約の保険料の払込)

第6条 この特約は保険料の払込みを要しません。

(特約の失効)

第7条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第8条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。

(特約の解約)

第9条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第10条 この特約には解約返戻金その他の返戻金は、ありません。

(債権者等による解約)

第11条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。
2 第1項の解約の請求の通知が会社に到着した日以後、解約の効力が生じるまで、または効力が生じないこととなるまでに、特約保険金の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、主契約および主契約に付加された特約ごとに、支払うべき金額の限度で、所定の金額(解約の請求の通知が会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額)を債権者等に支払います。この場合、支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

(特約の復旧)

第12条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。

(特約の消滅)

第13条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	第2条(特約保険金の支払)に規定する特約保険金を支払ったとき
(2)	主契約が延長保険に変更されたとき
(3)	主契約が消滅したとき
(4)	リビング・ニーズ特約条項またはリビング・ニーズ特約(04)条項に規定する特約保険金が支払われ、主契約の一部が消滅したとき
(5)	払済終身保険に変更された長期平準定期保険(障害保障型)または通増定期保険(低解約返戻金型)が復旧したとき

(告知義務および告知義務違反)

第14条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

2 第1条(特約の締結)第2項によりこの特約を付加した場合の前項の告知義務違反に関する規定の準用に際しては、主契約の締結、復活または復旧の際に告知を求めた事項についても適用します。

(重大事由による解除)

第15条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当)

第16条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第17条 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の内容に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、第2条(特約保険金の支払)第1項および第21条(主契約が保険料一時払の契約である場合の特則)第1号に定める支払事由を変更することがあります。

2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下、「支払事由の変更日」といいます。)から将来に向かって支払事由を改めます。

3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、支払事由の変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由の変更日の2週間前までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定して下さい。

(1) 本条の変更を承諾する方法

(2) 支払事由の変更日の前日に解約する方法

5 前項の指定がなされないまま、支払事由の変更日が到来したときは、保険契約者により前項第1号の方法を指定されたものとみなします。

(特約保険金受取人の変更)

第18条 保険契約者は、主契約の高度障害保険金の受取人が変更される場合を除いて、この特約の特約保険金の受取人の変更はできません。

(管轄裁判所)

第19条 この特約における保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第20条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

(主契約が保険料一時払の契約である場合の特則)

第21条 主契約が保険料一時払の契約である場合は、次に定めるところによります。

号	主契約が保険料一時払の契約である場合
(1)	第2条(特約保険金の支払)第1項は次のとおり読替えます。 「会社は、次の各号のいずれにも該当する場合に、特約保険金を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。(以下、特約保険金を支払う場合を「支払事由」といいます。) (1) 第5条(特約保険金の請求、支払の手続)第1項に定める請求書類が会社に到着していること (2) 特約保険金の請求日(第5条(特約保険金の請求、支払の手続)第1項に定める請求書類が会社に到着した日をいいます。以下同じ。)における被保険者の年齢が満65歳以上であること (3) 特約保険金の請求日において、被保険者が公的介護保険制度に基づき、要介護4または5の状態(別表27)に該当すると認定されていること (4) 前号の要介護状態の認定は、この特約の締結日以後、かつ、被保険者が満65歳以降に公的介護保険制度に基づき要介護認定または要介護更新認定されたものであること」
(2)	第3条(特約保険金を支払わない場合)中「前条第1項第4号」は「前条第1項第3号」と読替えます。

(ファミリー保険に付加した場合の特則)

第22条 この特約がファミリー保険に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	ファミリー保険に付加した場合
(1)	第2条（特約保険金の支払）第2項中「主契約の死亡保険金額」は「主たる被保険者が死亡したときの主契約の死亡保険金額」と読替え、その金額の全部が指定されたものとします。
(2)	第2条（特約保険金の支払）第3項の主契約の消滅についての規定にかかわらず、主契約は主約款の規定にしたがい、妻型または妻子型保障に移行するものとします。

（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

第23条 この特約が変額保険（終身型）に付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	変額保険（終身型）に付加した場合
(1)	第2条（特約保険金の支払）、第27条（生前給付終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第1号および第28条（災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則）第1号中「死亡保険金額」は「基本保険金額（定額払済終身保険に変更されている場合は、死亡保険金額）」と読替えます。
(2)	第13条（特約の消滅）第2号中「延長保険」は「自動延長定期保険または定額延長定期保険」と読替えます。
(3)	第27条（生前給付終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第2号および第3号中「主契約および生前給付終身保険特約の死亡保険金額」は「主契約の基本保険金額および生前給付終身保険特約の死亡保険金額」と読替えます。
(4)	主契約の基本保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合に、特約保険金の請求日に変動保険金があるときは、基本保険金額と変動保険金額の割合に応じて、変動保険金を特約保険金として支払います。この場合、変動保険金は、支払われた金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。ただし、変動保険金額が負の場合には、本号の規定は適用しません。

（生前給付保険に付加した場合の特則）

第24条 この特約が生前給付保険（終身型）または生前給付保険（終身型）98に付加されている場合、主約款に定める特定疾病保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けたときには、特約保険金の請求はなかったものとして取扱い、特約保険金は支払いません。

（積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則）

第25条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号の定めるところによります。

号	積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則
(1)	第2条（特約保険金の支払）、第27条（生前給付終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第1号および第28条（災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則）第1号中「死亡保険金額」は「基本保険金額」と読替えます。
(2)	第27条（生前給付終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）第2号および第3号中「主契約および生前給付終身保険特約の死亡保険金額」は「主契約の基本保険金額および生前給付終身保険特約の死亡保険金額」と読替えます。
(3)	主契約の基本保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合に、特約保険金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額と増加保険金額の割合に応じて、増加保険金を特約保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

（主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則）

第26条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加されたときは、次の各号に定めるところによります。

号	主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合
(1)	次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。 ア. 主契約の全部を介護保障または年金支払に移行したとき イ. 主契約のうち介護保障または年金支払に移行しない部分が消滅したとき
(2)	主契約のうち介護保障または年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
(3)	前号の場合で、主契約のうち介護保障または年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとして取扱います。

（生前給付終身保険特約が付加された保険契約の場合の特則）

第27条 この特約が付加されている主契約に生前給付終身保険特約が付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	主契約に生前給付終身保険特約が付加されている場合
(1)	第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額にこの特約の請求日における、生前給付終身保険特約の特約死亡保険金額を合算した額とします。
(2)	第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の主契約および生前給付終身保険特約のそれぞれの保険金額の割合に応じて、主契約および生前給付終身保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
(3)	前号にかかわらず、特約保険金の受取人から申出があったときは、第2条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額を、特約保険金の請求日の主契約および生前給付終身保険特約の死亡保険金額のうち会社所定の範囲において指定することができます。
(4)	前2号により生前給付終身保険特約の特約死亡保険金額から指定された金額の特約保険金の支払いにあたっては、第2条（特約保険金の支払）第2項から第8項までの規定を準用します。

（災害死亡給付特約等が付加された保険契約の場合の特則）

第28条 この特約が付加されている主契約に災害死亡給付特約、傷害特約、入院総合保障特約(81)、家族入院総合保障特約(81)、入院総合保障特約(87)、家族入院総合保障特約(87)、成人病総合保障特約、成人病総合保障特約(95)またはがん特約が付加されている場合には、次の各号に定めるところによります。

号	主契約に災害死亡給付特約等が付加されている場合
(1)	各特約条項の規定にかかわらず、この特約の特約保険金の支払により主契約の死亡保険金（付加されている生前給付終身保険特約の特約死亡保険金を含みます。）額の一部が消滅し、各特約の保険金額が会社所定の範囲をこえるときでも、特約の保険金額を減額しません。
(2)	入院総合保障特約(81)、家族入院総合保障特約(81)、入院総合保障特約(87)、家族入院総合保障特約(87)、成人病総合保障特約、成人病総合保障特約(95)またはがん特約が第2条（特約保険金の支払）第3項の規定により消滅した場合、その消滅時に各特約の被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、消滅した日の前日のそれと同額とします。

（特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）が付加された保険契約の場合の特則）

第29条 この特約が付加されている主契約に特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（11）が付加され、保険金削減支払法による条件が適用されている場合、保険金削減期間中に特約保険金の請求があったときは、特約保険金を支払いません。この場合、特約保険金の請求がなかったものとして取扱います。

（リビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（04）とあわせて主契約に付加する場合の特則）

第30条 この特約をリビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（04）とあわせて主契約に付加する場合、リビング・ニーズ特約またはリビング・ニーズ特約（04）の特約保険金の請求とこの特約の特約保険金の請求を重ねて受けたときには、この特約の特約保険金の請求はなかったものとして扱い、この特約の特約保険金は支払いません。

（長期平準定期保険（障害保障型）に付加した場合の特則）

第31条 この特約が払済終身保険に変更された長期平準定期保険（障害保障型）に付加されている場合には、「高度障害保険金」は「障害保険金」と読替えます。

備考

1. 公的介護保険制度
「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
2. 要介護認定
「要介護認定」とは、介護保険法第19条（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。
3. 要介護更新認定
「要介護更新認定」とは、介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。
4. 薬物依存
「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。